

令和6年度 岡山市の自主防災組織等への助成制度について



岡山市では
自主防災組織の結成促進及び活動活性化のための助成制度を実施しております。

(1) 結成時に活用可能な制度について

<避難活動準備助成金>

注：ご利用にあたっては、必ず事前の申請が必要です！

■対象

単位町内会が結成した自主防災組織

のうち、次に該当する組織

- ①令和6年度に「新規結成」した組織
- ②令和元年度から5年度に「新規結成」し、助成金を未申請の組織
- ③平成30年度までに結成済(既存団体)で、助成金を未申請の組織

■助成額

※1団体に1回限り

支出した対象経費のうち、以下の金額を上限として助成

※支出金額が上限額を下回る場合は、支出金額分が助成額となります。

<左記①②の場合>

10万円+(世帯数×500円)を上限

※①②計算例：10万円+(200世帯×500円)=20万円

<左記③の場合>

世帯数×500円を上限

※③ 計算例：200世帯×500円=10万円

※世帯数は、令和5年8月調製の冊子「岡山市町内会名簿」に記載された「加入世帯数」です。

<学区(地区)連絡調整助成金>

注：ご利用にあたっては、必ず事前の申請が必要です！

■対象

連合町内会が結成する防災組織のうち、助成金を未申請の組織

■助成額

※1団体に1回限り

支出した対象経費のうち、30万円を上限として助成

※支出金額が上限額を下回る場合は、支出金額分が助成額となります。

(2) 結成後の活動にあたって活用可能な制度について

<活動運営費助成金>

注：ご利用にあたっては、必ず事前の申請が必要です！

■対象

単位町内会が結成した自主防災組織
連合町内会が結成した防災組織(※)

※個別避難計画作成による加算は単位町内会が結成した自主防災組織のみ対象

■助成額

※年1回を上限

支出した対象経費のうち、以下の金額を上限として助成

※支出金額が上限額を下回る場合は、支出金額分が助成額となります。

①通常枠：2万円

防災訓練もしくは防災学習会を開催すること

②上乗せ部分：3万円

次のア・イのいずれかを実施すること

- ア. 地域の避難支援体制づくりに向けた取組
- イ. 避難所運営に関する活動

- 例) ○声かけ等による避難誘導・安否確認の訓練
○高齢者など災害時要配慮者などが参加する、避難訓練・避難所運営訓練
○避難所利用者登録票を使った避難所運営訓練

③個別避難計画作成による加算：提出件数×3千円

※要件を満たした個別避難計画のみが対象となります。
詳細は、「(6) 個別避難計画作成に基づく上限額の加算に関する留意点について」をご覧ください。事前に危機管理室にご確認ください。

<加算の例>

【① + ② の活動を実施】
⇒上限額：50,000
【個別避難計画5件作成】
⇒加算額：15,000円
【活動に要した経費】
⇒80,000円 の場合

加算による上限額=交付額 65,000円

基本上限額 50,000円	加算額 15,000円	町内会 負担額 15,000円
------------------	----------------	-----------------------

<地域防災マップ作成助成金>

注：ご利用にあたっては、必ず事前の申請が必要です！

■対象

単位町内会が結成した自主防災組織
連合町内会が結成した防災組織

■助成額

※3年に1回のみ

支出した対象経費のうち、3万円を上限として助成

※支出金額が上限額を下回る場合は、支出金額分が助成額となります。

(3) 対象となる経費について

<避難活動準備助成金・学区(地区)連絡調整助成金・活動運営費助成金>

自主防災組織の活動に必要な経費が対象となります。

対象となる経費の例

- 避難誘導用具
誘導灯、メガホン、リヤカー、担架 など
- 備蓄品
非常食、毛布、簡易トイレ、ブルーシート など
- 安全装備品
ヘルメット、ゴーグル、防じんマスク など
- 情報伝達用備品
携帯ラジオ、無線機 など
- 避難訓練の実施経費
炊き出し用の材料、ピブス など
- 防災に関する会議や勉強会の実施経費
コピー用紙等消耗品費、資料の印刷代
講師謝礼、会議室利用料、お茶代 など
- 防災資機材収納庫の設置経費
※別途、土地使用許可等が必要
- その他
テント、発電機 など

以下のような物品や経費は対象となりません。

- ジュースやコーヒー、紅茶、アルコール類
※対象となる飲料は、水、お茶、スポーツドリンクです。
- 茶菓子やお弁当など
- 町内会役員などへの活動報酬
- 活動参加者への景品

<地域防災マップ作成助成金>

防災マップの作成に必要な経費が対象となります。

対象となる経費の例

印刷会社等へ依頼した場合の製作費、白地図などの消耗品費、防災マップ配布のための印刷費 など

(4) 手続きの流れ



※申請書類は、岡山市ホームページ（右下QRコード参照）からダウンロードいただくか、岡山市危機管理室または各区総務・地域振興課にて配布しております。
※助成金の申請はメールでも受け付けております。

(5) 助成金のご利用にあたってご注意いただきたいこと

- 物品の購入や経費の支払いは、必ず、**危機管理室に助成金の申請を行い、交付決定通知を受けてから**、行ってください。
※**交付決定日より前の日付の領収書は、助成金交付の対象になりません。**
- 以下のような場合は、必ず事前に危機管理室までご相談ください。
 - ・助成金の対象となる経費か判断が難しい場合
 - ・交付決定後に、やむを得ず活動を中止する場合



(6) 個別避難計画作成に基づく上限額の加算に関する留意点について

<加算の対象となる個別避難計画の要件>

■要件①

令和6年度避難行動要支援者名簿（基準日：2023年10月1日）の掲載者について作成した計画であること

※市から各提供先への名簿提供は、令和6年5月頃に行う予定です。

6月以降になっても、名簿が手元がない場合には、個別に提供させていただくことも可能ですので、危機管理室までご相談ください。（提供先については、下記「避難行動要支援者名簿について」を参照ください。）

※基準日時点で、名簿に掲載されていない方については、計画書の提出とともに本人等から名簿登録の申請をしていただければ、加算の対象となります。

■要件②

過去に計画が作成されていないこと

※すでに作成済みで、令和5年度末までに市へご提出いただいた計画書については、対象となりません。

■要件③

原則として岡山市が定めた計画書の様式に基づいて作成していること

※独自の様式をお使いの場合も、下記の項目の記載が必要です。

(1)要支援者の氏名、(2)生年月日、(3)性別、(4)住所又は居所、(5)電話番号その他の連絡先、(6)緊急時の連絡先、(7)支援者(※)

※個人名の記載が難しい場合は、自主防災組織や町内会、班など、対応される団体名をご記入ください。



個別避難計画の作成にご協力をお願いいたします。

■ 個別避難計画とは

岡山市ホームページに関連情報を掲載しております。

- 個別避難計画とは、高齢者や障害のある方などの自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画です。
- 市町村が、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員、医療・保健・福祉の専門職などの関係者と協力して作成することとされています。



■ 計画作成の対象者

岡山市 避難行動要支援者

検索

- 個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に掲載されている方が対象となります。
- 岡山市では、家屋の浸水や土砂災害等の災害リスクが高い地域にお住まいの方から優先的に計画作成を進めることとしています。

避難行動要支援者名簿について

避難行動要支援者名簿とは、要介護認定3以上や身体障害者手帳1・2級を所持する方など、一定の要件に該当する方のうち、個人情報の提供について同意を得られた方の名簿を作成し、地域の避難支援等関係者に提供しているものです。

■名簿掲載者の要件（施設入所者は除く）

- ア 要介護認定3～5を受けている人
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者、地域定着支援を利用している精神障害者
- オ 障害福祉サービスの介護給付等を受けている難病患者
- カ ア～オ以外で、避難に支援が必要な人で、名簿への掲載を申請した人

■名簿提供先（避難支援等関係者）

- ・学区・地区安全・安心ネットワーク
- ・町内会
- ・自主防災組織
- ・民生委員・児童委員
- ・岡山市消防局 など

(7) 防災資機材の例について

<目的別の主な防災資機材>

① 情報収集・伝達

メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、文具 等

② 初期消火

消火器、防火衣、ヘルメット、バケツ、可搬式動力ポンプ 等

③ 水防・救出

救命胴衣、救命ボート、ビニールシート、土のう袋、スコップ、ロープ、バール、ジャッキ、ハンマー、防じんマスク 等

④ 避難誘導・避難所

誘導灯、担架、リヤカー、車いす、毛布、寝袋、簡易ベッド、簡易トイレ、救急箱、発電機、投光器 等

⑤ 給食・給水

鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、非常食、飲料水 等

⑥ その他

資機材倉庫、携帯電話機用充電器、家具転倒防止器具、ガラス飛散防止フィルム 等



誘導灯



救急セット



二つ折り担架

折りたたみ式リヤカー

ビニールシート



土のう袋



ヘルメット



LED投光器



ショルダー型メガホン

炊き出し用品



消火器

家具転倒防止器具



発電機



【問い合わせ】岡山市危機管理室
〒700-8546 岡山県岡山市北区鹿田町一丁目1-1 保健福祉会館8階
TEL : 086-803-1082 (直通) FAX : 086-234-7066 Email : tiikibousai@city.okayama.lg.jp